

市川市地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な  
集団活動事業の利用支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業を利用する幼児の保護者の経済的負担の軽減を図るため、当該保護者に対し、市川市地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、市川市補助金等交付規則（平成8年規則第36号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業  
子ども・子育て支援交付金の交付について（平成28年7月20日府子本第474号内閣総理大臣通知）別紙の子ども・子育て支援交付金交付要綱に基づく多様な事業者の参入促進・能力活用事業のうち地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業をいう。
- (2) 対象施設等 地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業を行う者が設置等をする施設等であって、市長が認めるものをいう。
- (3) 幼児 次に掲げる要件を満たす者をいう。
  - ア 3歳に達する日からその日以後の最初の3月31日までの間にある者又は当該年度の前年度の3月31日における年齢が3歳、4歳若しくは5歳である者
  - イ 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第11条に規定する子どものための教育・保育給付若しくは同法第30条の2に規定する子育てのための施設等利用給付を受けていない者又は同法第59条の2の規定により行われる保育を利用していない者

(4) 保護者 幼児と同一の世帯に属し、かつ、当該幼児に係る利用料を対象施設等に納付する義務を負う者をいう。

(5) 利用料 保護者が対象施設等に支払う利用料（入園料、施設整備費、延長利用又は預かり保育の利用料及び実費徴収費（食材費、通園費その他対象施設等において提供される便宜に要する費用をいう。）に類するものを除く。）をいう。

（補助対象者）

第3条 補助金の交付の対象となる者（第6条第3項第1号において「補助対象者」という。）は、対象施設等にその監護する幼児を在籍させる保護者であって、本市に居住し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく記録をされているものとする。

（補助対象経費）

第4条 補助金の対象となる経費は、利用料とする。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、幼児1人につき、1月当たり、次に掲げる額のうちいずれか低い額とする。

(1) 保護者が対象施設等に支払った当該幼児に係る利用料の月額からその額に関して本市又は本市以外のものから交付を受けた補助金、助成金その他相当の反対給付を受けない給付金の額を控除して得た額

(2) 20,000円（市長が別に定めるところにより対象施設等として決定を受けた日の属する年度の前年度以前の直近3年間（対象施設等を設置した日から3年を経過していない場合にあつては、当該設置した日から当該決定を受けた日の属する年度の前年度までの期間）における1月当たりの利用料を平均した額（その額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）が20,000円を下回る場合は、その額）

（交付の申請等）

第6条 規則第3条第1項の申請書は、市川市地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援補助金交付申請書（請求書）

(様式第1号)によるものとする。

2 前項の申請書は、規則第13条の実績報告書及び規則第16条の交付請求書を兼ねるものとする。

3 第1項の申請書の添付書類は、次に掲げるとおりとする。

(1) 補助対象者が本市に居住し、住民基本台帳法に基づく記録をされていることを証する書類

(2) 利用実績証明書(様式第2号)

(3) その他市長が必要と認める書類

4 市長は、前項第1号の添付書類により証明すべき事実を公簿等により確認することができるときは、補助金の交付を受けようとする者の同意を得て当該書類の提出を省略させることができる。

5 第1項の申請書及び第3項の添付書類は、別に市長が指定する日までに、対象施設等を経由して市長に提出するものとする。

(交付の条件)

第7条 規則第5条第1項の規定により付する条件は、次に掲げるとおりとする。

(1) 市長が行う補助金の使途等に関する調査に協力すること。

(2) 補助金の交付の決定後にその要件を満たしていないことが判明したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがあること。

(決定の通知等)

第8条 規則第6条の規定による通知は、市川市地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援補助金交付可否決定通知書兼額確定通知書(様式第3号)により行うものとし、規則第15条の規定による額の確定の通知を兼ねるものとする。

(補助金の交付)

第9条 市長は、補助金の交付を可とする旨の通知をしたときは、速やかに、補助金の交付を申請した者が指定した金融機関の口座に補助金を振り込む方法により補助金を交付するものとする。

(決定の取消し)

第10条 規則第18条第3項において準用する規則第6条第1項の規定による通知は、市川市地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援補助金交付決定取消通知書(様式第4号)により行うものとする。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年5月20日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年2月10日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の市川市地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に交付の申請のあった市川市地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援補助金について適用し、同日前に交付の申請のあった市川市地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援補助金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年7月23日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の市川市地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援補助金交付要綱の規定(第2条第1号の規定を除く。)は、この要綱の施行の日以後に交付の申請のあった市川市地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援補助金について適用し、同日前に交付の申請のあった市川市地域における小学校就学前

の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援補助金については、なお従前の例による。